

富河監委発第3号
令和3年1月28日

富士河口湖町長 様

富士河口湖町監査委員 倉沢 宗治

富士河口湖町監査委員 赤池 正文

富士河口湖町監査委員 倉澤 鶴義

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり結果を報告します。

令和2年度
財政援助団体等監査報告書

令和3年1月

富士河口湖町監査委員

1. 根拠法令及び準拠基準

- ・地方自治法第199条第7項
- ・富士河口湖町監査基準

2. 監査の種類

財政援助団体等監査

3. 監査実施日

令和3年1月27日（水）

4. 監査対象課（局）及び団体等

公の施設の指定管理者及び担当課（局）

対象施設	担当課（局）	指定管理者
河口湖美術館	文化振興局	一般財団法人 富士河口湖ふるさと振興財団
河口湖ミュージアム	文化振興局	一般財団法人 富士河口湖ふるさと振興財団
船津胎内フィールドセンター	生涯学習課	一般財団法人 富士河口湖ふるさと振興財団
河口湖ハーバル工房	福祉推進課	社会福祉法人 富士河口湖町社会福祉協議会
富士河口湖町小立ふれあいこども館	子育て支援課	社会福祉法人 富士河口湖町社会福祉協議会
町民福祉館ふじやま	福祉推進課	社会福祉法人 富士河口湖町社会福祉協議会

5. 監査の着眼点

- ・指定管理料の算定及び出納事務は適正に行われているか。
- ・指定管理者への指導監督は適切に行われているか。
- ・指定管理の効果及び条件の履行の確認は適切に行われているか。
- ・指定管理委託料は適切に使用されているか。

6. 監査の内容・方法

担当課（局）から、指定管理施設に係る調査表及び協定書、事業計画書、実績報告書等の関係書類の提出を受け、指定管理業務等の概要説明を聴取し、質疑応答する形式で監査を実施した。

7. 監査の結果

担当課（局）及び当該財政援助団体の指定管理に係る出納及びその他の事務並びに指定管理料の使用は適正に行われていると認められた。なお、指定管理に係る基本協定において、監査に関する条項等必要事項の記載がない施設があったため、次回協定締結時には内容を確認・精査していただきたい。また、事業計画、事業報告等においても、規定されている記載事項、書類が一部不足している施設が見受けられたため、担当課は提出時に確認するとともに、指定管理者へ適正な書類提出を求めていただきたい。

8. 監査に係る意見

各指定管理者においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、利用者減少による利用料金収入の激減、学校の休校措置等に伴う対応、施設の利用制限、感染拡大防止対策の実施等の対応に苦慮している状況である。担当課においては、指定管理者との連絡を密にとり、指定管理者の現状把握に努め、指定管理の目的に沿って施設が円滑に運営できるよう、必要な指導、助言、援助等を行っていただきたい。